

◆令和6年度◆

「所沢市スマートハウス化推進補助金」

非FIT太陽光発電設備・蓄電池のご案内

補助対象項目	
家庭用	太陽光発電設備（非FIT・非FIPのものに限る）
	蓄電池（非FIT・非FIPの太陽光発電設備と同時設置のもの）
事業者用	太陽光発電設備（非FIT・非FIPのものに限る）
	蓄電池（非FIT・非FIPの太陽光発電設備と同時設置のもの）

◆申請期間（先着順・予算額に達し次第終了）

令和6年度 申請受付期間

令和6年7月30日（火）～令和7年1月31日（金）

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始は除く）

●契約前かつ工事着工前に申請が必要です。

補助対象の工事を実施される方は、工事の見積り後、契約前かつ工事着工前、30日前までにまちごとエコタウン推進課へ申請書と必要書類をご提出ください。

★令和6年5月24日～8月30日の間に契約・着工した方は特例として事後の申請を受け付けます。ただし、申請可能な期間は8月30日（金）までです。

●工事完了から30日以内又は、令和7年2月28日（金）のいずれか早い日までに実績報告をご提出ください。

【お問い合わせ先】

所沢市 環境クリーン部 まちごとエコタウン推進課

電話：04-2998-9133（平日 8:30～17:15） FAX：04-2998-9394

メール：a9133@city.tokorozawa.lg.jp



－ 目次 －

- 補助項目一覧 (P3)
- 加算措置について (P4)
- 申請期間、補助金が振り込まれるまでの流れ (P5)
- 共通事項 (P6～P9)
(補助対象者の要件など)
- 補助対象項目ごとの要件
 - 1 家庭用 太陽光発電設備 (P10)
 - 2 家庭用 太陽光発電設備 + 蓄電池 (P11)
 - 3 事業者用 太陽光発電設備 (余剰売電型) (P12～13)
 - 4 事業者用 太陽光発電設備 (余剰売電型) (P14～15)
- 蓄電池仕様 (P16～17)
- 必要に応じて提出する書類 (P18)



補助項目一覧

※この保補助金は国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を財源の一部としています。
各要件は交付金を所管する国からの指導に基づき行っています。

家庭用

補助対象項目	補助金額	上限額
太陽光発電設備 ※非 FIT・非 FIP に限る	10 万円/kW ※太陽電池モジュールの最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか低い方	50 万円
蓄電池 ※非 FIT・非 FIP の太陽光発電設備と同時に設置するもの	合計額 3 万円/kWh (上限 24 万円) ※蓄電池の蓄電容量	61.6 万円
	補助対象経費の 1/3 (上限 37.6 万円)	

事業者用

補助対象項目	補助金額	上限額
太陽光発電設備 ※非 FIT・非 FIP に限る ※EMS 又は蓄電池を同時に設置するもの	余剰売電型 合計額 5 万円/kW (上限 100 万円) ※太陽電池モジュールの最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか低い方 補助対象経費の 1/10 (上限 200 万円)	300 万円
	自家消費型 合計額 5 万円/kW (上限 100 万円) ※太陽電池モジュールの最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか低い方 補助対象経費の 1/5 (上限 200 万円)	300 万円
蓄電池 ※非 FIT・非 FIP の太陽光発電設備と同時に設置するもの	補助対象経費の 1/3	85.3 万円

※補助対象外となる太陽光発電設備や蓄電池について、「所沢市スマートハウス化推進補助金」の創エネ・蓄エネ機器導入の申請ができる場合があります。詳しくは、マチごとエコタウン推進課までお問い合わせください。

補助対象経費

補助対象項目	補助対象経費 (全て税抜き)
太陽光発電設備	①機器費…モジュール、パワーコンディショナー、架台、配管配線器具、必要不可欠な附属機器
	②設置工事費…設計費、材料費、雑材料費、労務費、機器搬入費、消耗品費
蓄電池	①機器費…蓄電池ユニット、蓄電池部、電力変換装置、配管配線器具、必要不可欠な附属機器
	②設置工事費…設計費、労務費、直接経費、共通仮設費、付帯工事費、機械器具費、その他市長が認める経費

◆加算措置について

次の要件を満たす場合は、補助金額への加算があります。該当する場合は必要書類 (P18 参照) を申請書類に添付してください。

家庭用対象

- ①「18歳未満の子を含む三世代」が同居し、日常生活を営んでいる場合
- ②「小規模事業者」を利用して工事を実施する場合

※**小規模事業者**：事前に登録された小規模事業者(従業員が20名以下の市内事業者)です。市ホームページ(「スマートハウス 小規模事業者」で検索)に名簿を掲載しています。

家庭用・事業者用対象

- ③再生可能エネルギー比率50%以上の電力プランを利用している場合

※**再生可能エネルギー比率**は、ご契約されている電力会社ホームページの電源構成が公表されているページにてご確認ください。「再エネ〇%プラン」など契約種別から比率が分かる電力プランもあります。ご自宅や事業所に設置する太陽光発電システム等で賄う電力とは関係ありません。

電力会社と契約している電力プランの電源構成が、再生可能エネルギー比率50%以上であることを指します。

加算金額は以下のとおり算出します。

<家庭用>

1.加算対象額

A…発電出力(kW)※×3万円(上限15万円、千円未満切り捨て)

※太陽電池モジュールの最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか低い方(小数点以下切り捨て)

B…蓄電池の蓄電容量(kWh)※×3万円(上限24万円、千円未満切り捨て)

※小数点第3位切り捨て

2.加算率

加算要件ごとに加算率を定めています。①三世代同居は **10%**、②小規模事業者施工は **3%**、③再エネ電力プラン契約は **20%**です。複数該当する場合は合算できます (**最大 33%**)。

$\text{加算金額} = \text{加算対象額 (A+B)} \times \text{加算率の合計 (\%)}$
--

<事業者用>

1.加算対象額

太陽光発電設備・蓄電池・EMSの補助対象経費(本体機器費・設置工事費)の1/5又は1/10(「余剰売電型」の場合は1/10、「自家消費型」の場合は1/5)

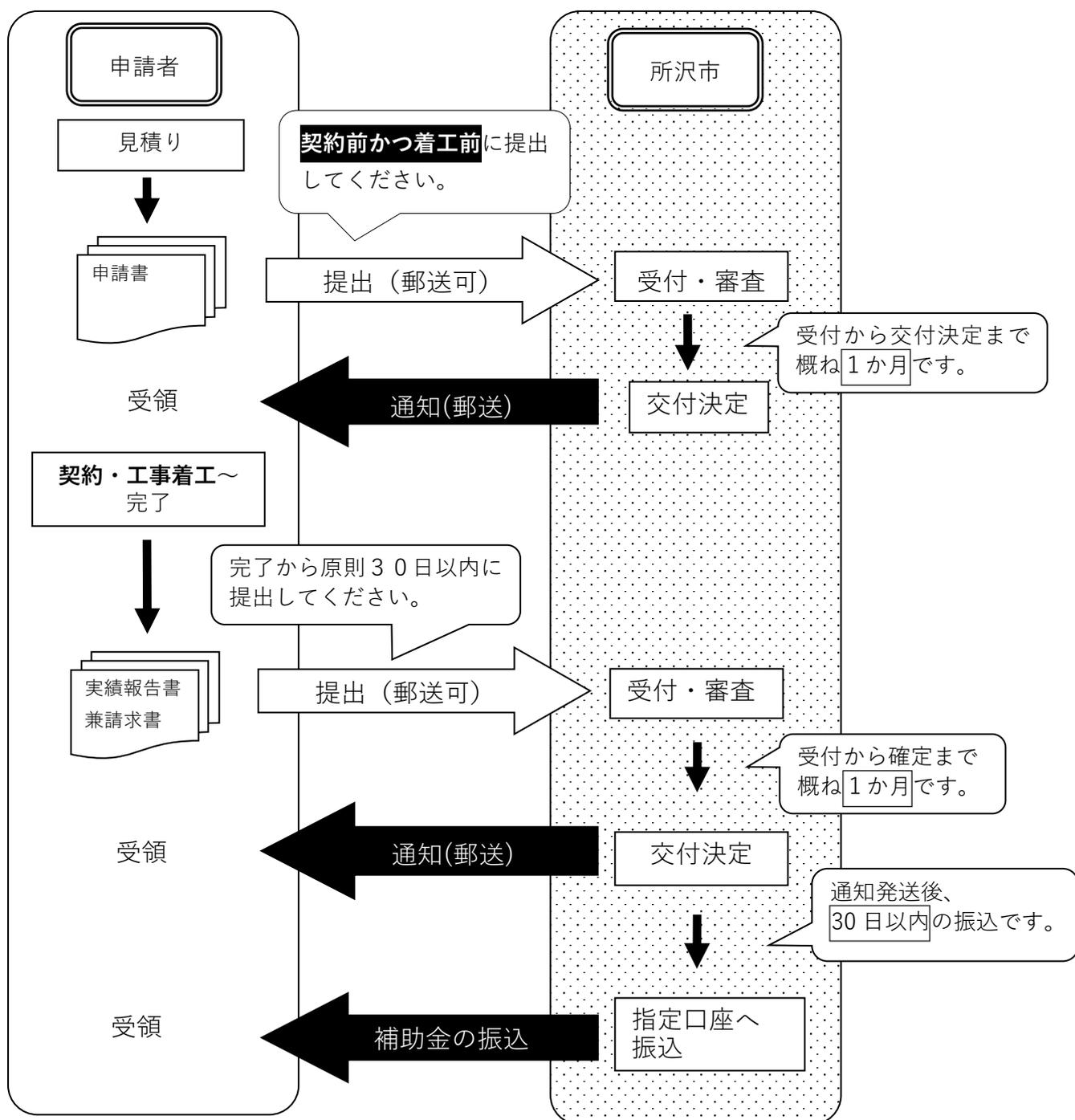
2.加算率

再生可能エネルギー比率50%以上の電力プランを利用している場合は、加算対象額に **20%**を乗じた金額を加算します。

■申請期間

申請のタイミング	令和6年度 申請受付期間 (先着順・予算額に達し次第終了)
契約前かつ 着工前 (原則1か月前まで)	令和 6 年 7 月 30 日(火)～令和 7 年 1 月 31 日(金) 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日・年末年始は除く)
※工事完了後、 30日以内 又は 令和7年2月28日(金) のいずれか早い日 までに実績報告書兼請求書を提出してください。	

補助金が振り込まれるまでの流れ



共通事項

1. 補助対象者

《家庭用》

- ・自ら居住する市内の住宅に、補助対象工事を実施する方
- ・補助金の申請時（工事後に転入する場合を除く）及び実績報告時に施工住居に住民登録されている方（※1）
- ・補助金の申請時及び実績報告時に市税等の滞納がない方（※2）
- ・市のその他の補助金及び国費の含まれる補助金の交付を受けていない方（※3）
- ・令和7年2月28日（金）までに工事を完了させ、必要書類を添付して実績報告兼請求書を提出できる方

《事業者用》

- ・自らが事業を営み、又は活動する市内の事業所等において補助対象事業を実施する個人または法人
 - ・賃貸住宅等の**共有部分**に使用するために補助対象事業を実施する賃貸住宅等の所有者
 - ・市外に事業の本拠地を置く事業者で、市内の事業所等に補助対象事業を実施する事業者も、補助の対象となります。
- ・埼玉県地球温暖化対策推進条例第12条の適用を受けない者
埼玉県地球温暖化対策推進条例第12条とは、年度（4月1日～翌年3月31日）のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500k l以上の事業者又は大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗で、かつ、店舗面積1万㎡以上の事業者に地球温暖化対策計画の策定を義務付ける規定です。
- ・補助金の申請時及び実績報告時に市税等の滞納がない者（※2）
- ・令和7年2月28日（金）までに工事を完了させ、必要書類を添付して実績報告兼請求書を提出できる者
- ・市のその他の補助金及び国費の含まれる補助金の交付を受けていない方（※3）

- ※1 工事後に転入する場合は、実績報告時には必ず住民登録地を施工住居に移す必要があります。
- ※2 納期が過ぎてから納税した場合は、納税記録がコンピュータに反映されるのに時間がかかるため、領収印が押された納付書の写し又は納税証明書を添付していただく場合があります。
- ※3 同一年度内に同一の補助対象設備に係る経費に対して、その他の市の補助金及び国費が含まれる補助金を受けている方は申請できません。

2. 申請方法

補助対象工事のお見積り後、

家庭用 → 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書【様式第5号の2】

事業者用 → 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書【様式第5号の3】

と必要書類（P10～17 参照）をご用意いただき、**契約前かつ着工前** 30 日前までに所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課にご提出ください。

※書類のご提出は、ご本人、代理（ご家族・業者等）のどちらでも構いません。

	窓口提出	郵送提出
提出先	市役所 5 階 マチごとエコタウン推進課窓口	〒359-8501 所沢市並木 1-1-1 所沢市環境クリーン部 マチごとエコタウン推進課 スマートハウス化推進補助金担当宛
注意事項	ご修正いただく場合がありますのでご印鑑をご持参ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送による事故等の責任は負いかねます。郵送記録の残る形（書留等）での提出をお勧めします。 ・ <u>予算額に達した日以降に市役所に到達した申請書類は全て不受理となります。</u>お急ぎの場合は窓口にご持参ください。

※書類に不足や不備があった場合

- ・ **必要書類が揃った時点で受付**となります。受付は先着順となり、予算額に達し次第終了いたします。
- ・ 書類に不足・不備等があった場合は、お電話にてご連絡することがございます。申請書のお電話番号は、**日中連絡が取れるご連絡先**をご記入ください。また、お手元に控えを保管していただき、当課の電話番号(04-2998-9133)をご登録いただき、などされますとご申請内容の確認が順調に進められて便利です。**連絡がつかず書類不備等により申請条件が揃わずに、工事契約や工事着手してしまった場合は補助金をお出しすることができません。**あらかじめご承知おきください。

3. 実績報告書兼請求書

補助対象工事を完了した日から**30日以内**又は**令和7年2月28日(金)**のいずれか早い日までに、

家庭用

→所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書【様式第14号の2】
事業者用

→所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書【様式第14号の3】
に必要書類を添付して、提出してください。

郵送提出の期限は、**令和7年2月28日(金)必着**です。

4. 補助対象工事の変更

補助金の交付の決定を受けた後、補助対象工事の内容を変更する場合は、「所沢市スマートハウス化推進補助金変更申請書【様式第10号】」に変更内容が確認できる書類（変更契約書の写し、写真等）を添付し、**必ず変更箇所の工事を実施する前に提出してください。**

【変更申請が必要となる場合】

補助金申請額／契約の相手方／導入する設備／加算措置の適用 等

※予算の執行状況により、追加決定ができない場合があります。

5. 補助対象工事の廃止

補助金の交付決定を受けた後、補助対象工事を中止または廃止する場合は、「所沢市スマートハウス化推進補助金廃止等届出書【様式第12号】」を提出してください。

6. 管理

補助金の交付の対象となった工事により取得した財産等について、

- ・太陽光発電設備 17年
- ・蓄電池 6年

善良な管理者の注意をもって適正に管理してください。

7. 処分の制限

管理期間中において、補助金の交付の対象となった工事により取得した財産等を譲渡、貸付、交換、担保に供すること又は取壊し（廃棄含む）はできません。これらの行為を行った場合は、**交付した補助金の全部又は一部を加算金とあわせて返還していただく場合があります。**

8. 補助金に係る書類の保存

補助金の交付に係る関係書類などは、補助対象工事の完了した日の属する年度の翌年度から

- ・ 太陽光発電設備 17年
- ・ 蓄電池 6年

保存してください。

9. アンケート等の実施・協力

対象工事实施後の効果を把握するため、補助金交付後、必要に応じてアンケートや市の今後の取り組みに関するご案内を送付する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

各補助対象項目の要件

1 家庭用 太陽光発電設備

<p>対象要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ FIT 又は FIP の認定を取得しないもの ・ 日本産業規格（JIS 規格）又はそれに準じた認証等を受けたもの ・ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの ・ 電力会社との電力受給契約に基づき電力の受給を行うもの ・ 設置する太陽電池モジュールの公称最大出力が 1kW 以上のもの ・ 一般社団法人電気安全環境研究所（JET）の認証等を受けているものであること ・ 財産処分制限期間（17 年）を経過するまでの間、温室効果ガス排出削減効果について、Jクレジット制度への登録を行わないもの ・ 自己託送を行わないもの ・ 発電量の 30%以上を自家消費するもの
<p>補助金額</p>	<p>10 万円/kW（上限 50 万円）</p>
<p>必要書類 （申請時） ★は HP からダウンロード</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（重点対策加速化事業家庭用） 【様式第 5 号の 2】★ ② 事業計画書★ ③ 補助対象経費の見積書の写し（機器費・工事費など内訳が分かるもの） ④ 誓約書【様式第 17 号】★ ⑤ 機器の性能を証する書類（カタログ等） ⑥ チェックリスト【《事前申請時》家庭用】★
<p>必要書類 （実績報告時） ★は HP からダウンロード</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書（重点対策加速化事業家庭用）【様式第 14 号の 2】★ ② 事業内容が確認できる契約書の写し ③ 領収書の写し（社判の押印があるもの） ④ 施工後の写真（太陽光パネル・パワーコンディショナー） ⑤ 対象要件の製品が施工されたことが分かるもの（納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書などの写し） ⑥ 電力受給契約申込書 ⑦ チェックリスト【《実績報告・請求時》家庭用】★

第三者所有である電力購入契約（PPA モデル）又はリース契約での導入は対象外です。

2 家庭用 太陽光発電設備+蓄電池

対象要件	太陽光	<ul style="list-style-type: none"> ・ FIT 又は FIP の認定を取得しないもの ・ 日本産業規格 (JIS 規格) 又はそれに準じた認証等を受けたもの ・ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの ・ 電力会社との電力受給契約に基づき電力の受給を行うもの ・ 設置する太陽電池モジュールの公称最大出力が 1kW 以上のもの ・ 一般社団法人電気安全環境研究所 (JET) の認証等を受けているものであること ・ 財産処分制限期間 (17 年) を経過するまでの間、温室効果ガス排出削減効果について、Jクレジット制度への登録を行わないもの ・ 自己託送を行わないもの ・ 発電量の 30% 以上を自家消費するもの 			
	蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・ FIT・FIP の認定を取得していない太陽光発電設備と同時に設置するもの ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領で規定する要件を満たすもの (P16,17 参照) ・ 停電時のみに利用する非常用電源でないこと。 ・ 1.0kWh あたり 14.1 万円以下 (工事費込み・税抜き) の価格で、放電容量 4,800Ah・セル未満のもの 			
補助金額	太陽光	10 万円/kW		上限	50 万円
	蓄電池	①②の合計額	③ 3 万円/kWh (上限 24 万円) ④ 補助対象経費 (本体機器費・設置工事費) の 1/3 (上限 37.6 万円)	合算 上限	61.6 万円
必要書類 (申請時) ★は HP からダウンロード	<ul style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書 (重点対策加速化事業家庭用) 【様式第 5 号の 2】★ ② 事業計画書★ ③ 補助対象経費の見積書の写し (機器費・工事費など内訳が分かるもの) ④ 誓約書【様式第 17 号】★ ⑤ 機器の性能を証する書類 (カタログ等) ⑥ チェックリスト【≪事前申請時≫家庭用】★ 				
必要書類 (実績 報告時) ★は HP からダウンロード	<ul style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書 (重点対策加速化事業家庭用) 【様式第 14 号の 2】★ ② 事業内容が確認できる契約書の写し ③ 領収書の写し (社判の押印があるもの) ④ 施工後の写真 (太陽光パネル・パワーコンディショナー・蓄電池本体) ⑤ 対象要件の製品が施工されたことが分かるもの (納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書などの写し) ⑥ 電力受給契約申込書 ⑦ チェックリスト【≪実績報告・請求時≫家庭用】★ 				

第三者所有である電力購入契約 (PPA モデル) 又はリース契約での導入は対象外です。

3 事業者用太陽光発電設備（余剰売電型）

対象要件	太陽光	<ul style="list-style-type: none"> ・ FIT 又は FIP の認定を取得しないもの ・ EMS 又は蓄電池を同時に設置するもの ・ 一般社団法人電気安全環境研究所(JET)の認証等を受けているものであること ・ 財産処分制限期間（17 年）を経過するまでの間、温室効果ガス排出削減効果について、Jクレジット制度への登録を行わないもの ・ 自己託送を行わないもの ・ 発電量の 50%以上を自家消費するもの 			
	EMS	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー使用量を個別に計測・蓄積し、「見える化」が図られているもの 			
	蓄電池	放電容量 4,800Ah ・未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領で規定する要件を満たすもの（P16,17 参照） ・ 1.0 kWh 当たり 14.1 万円以下（工事費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）であること。 		
		放電容量 4,800Ah ・以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉西部消防組合火災予防条例に定める安全基準を遵守しているものであること。 ・ 1.0 kWh 当たり 16.0 万円以下（工事費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）であること。 		
補助金額	太陽光	①②の合計額	①5 万円/kW（上限 100 万円） ②補助対象経費（本体機器費・設置工事費）の 1/10 （上限 200 万円）	合算 上限額	300 万円
	蓄電池	補助対象経費（本体機器費・設置工事費）の 1/3		上限	85.3 万円
必要書類 (申請時) ★は HP から ダウンロード	① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（重点対策加速化事業事業者用）【様式第 5 号の 3】★ ② 事業計画書★ ③ 事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類 （法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等） ④ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書） ⑤ 市税の納付が確認できる書類 ⑥ 補助対象経費の見積書の写し（機器費や工事費が分かるもの） ⑦ 誓約書【様式第 17 号】★ ⑧ 導入システムの性能を証する書類（カタログ等） ⑨ チェックリスト【≪事前申請時≫事業者用】★				

<p>必要書類 (実績 報告時) ★は HP から ダウンロード</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書（重点対策加速化事業事業者用）【様式第 14 号の 3】★ ② 事業内容が確認できる契約書の写し ③ 領収書等の写し（社判の押印があるもの） ④ 施工後の写真（パネル・パワーコンディショナー、EMS または蓄電池） ⑤ 対象要件の製品が施工されたことが分かるもの（納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書などの写し） ⑥ 電力受給契約の申込書 ⑦ チェックリスト【≪実績報告・請求時≫事業者用】★
---	--

第三者所有である電力購入契約（PPA モデル）又はリース契約での導入は対象外です。

4 事業者用太陽光発電設備（自家消費型）

対象要件	太陽光	<ul style="list-style-type: none"> ・ FIT 又は FIP の認定を取得しないもの ・ EMS 又は蓄電池を同時に設置するもの ・ 一般社団法人電気安全環境研究所(JET)の認証等を受けているものであること ・ 財産処分制限期間（17 年）を経過するまでの間、温室効果ガス排出削減効果について、「クレジット制度への登録を行わないもの ・ 自己託送を行わないもの ・ 発電量の 50%以上を自家消費するもの 			
	EMS	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー使用量を個別に計測・蓄積し、「見える化」が図られているもの 			
	蓄電池	放電容量 4,800Ah ・セル未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領で規定する要件を満たすもの（P16,17 参照） ・ 1.0 kWh 当たり 14.1 万円以下（工事費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）であること。 		
		放電容量 4,800Ah ・セル以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉西部消防組合火災予防条例に定める安全基準を遵守しているものであること。 ・ 1.0 kWh 当たり 16.0 万円以下（工事費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）であること。 		
補助金額	太陽光	①②の合計額	①5 万円/kW（上限 100 万円） ②補助対象経費（本体機器費・設置工事費）の 1/5（上限 200 万円）	合算 上限額	300 万円
	蓄電池	補助対象経費（本体機器費・設置工事費）の 1/3		上限	85.3 万円
必要書類 (申請時) ★は HP からダウンロード	① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（重点対策加速化事業事業者用）【様式第 5 号の 3】★ ② 事業計画書★ ③ 事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類 （法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等） ④ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書） ⑤ 市税の納付が確認できる書類 ⑥ 補助対象経費の見積書の写し（機器費や工事費が分かるもの） ⑦ 誓約書【様式第 17 号】★ ⑧ 導入システムの性能を証する書類（カタログ等） ⑨ チェックリスト【≪事前申請時≫事業者用】★				

<p>必要書類 (実績 報告時) ★は HP から ダウンロード</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書（重点対策加速化事業事業者用）【様式第 14 号の 3】★ ② 事業内容が確認できる契約書の写し ③ 領収書等の写し（社判の押印があるもの） ④ 施工後の写真（パネル・パワーコンディショナー、EMS または蓄電池） ⑤ 対象要件の製品が施工されたことが分かるもの（納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書などの写し） ⑥ 自家消費していることが確認できるもの ⑦ チェックリスト【≪実績報告・請求時≫事業者用】★
---	--

第三者所有である電力購入契約（PPA モデル）又はリース契約での導入は対象外です。

【地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 4,800Ah・セル未満蓄電池仕様】

●蓄電池パッケージ

(a) 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

●性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(d) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

●蓄電池部安全基準

(a) JIS C 8715-2 の規格を満足すること。

●蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

(a) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

●震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

(a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

●保証期間

(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

必要に応じて提出する書類

(ア) 申請者以外の建物所有者または機器の共有名義人がいる場合

建物所有者共有名義人同意書【別紙 1-1 号】

(建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。)

(イ) 三世帯同居の加算措置の適用を受ける場合 (家庭用のみ)

三世帯の同居 (18 歳未満の子と同居) 及び 続柄が確認できる書類

(住民票原本 (※) 及び 【別紙 1-2 号】)

※性的少数者の方で「所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード」の交付を受けた方はカードの写しが必要です。

※3 カ月以内に取得したものに限ります。

(ウ) 再生可能エネルギー比率 50%以上の電力を利用している場合

契約している電力の再生可能エネルギー比率が分かる書類

(直近の電気料金請求書の写し 及び 比率の表示がある書類の写し)

事業計画書、別紙 1-1 号、別紙 1-2 号は、ホームページからダウンロードしていただく申請書類一式に含まれています。

電気の再生可能エネルギー比率は、ご契約されている電力会社ホームページの、電源構成が公表されているページにてご確認ください。

また、「再エネ率〇%プラン」など契約種別で分かる場合があります。

